

# 資 料 編



## 資料一覧

資料	警戒体制における動員職員名簿.....	1
資料	本部長・副本部長・本部員連絡先一覧.....	3
資料	災害対策本部組織図.....	4
資料	災害対策本部分掌事務.....	5
資料	災害警戒本部設置時の初動対応表.....	15
資料	防災関係機関等連絡先一覧.....	15
資料	要配慮者施設連絡先一覧.....	21
資料	区・自治会連絡先一覧.....	22
資料	被害即報基準（県への報告）.....	23
様式	災害被害即報様式（県様式その1～3）.....	20
資料	直接被害即報基準（消防庁および県への報告）.....	29
様式	災害概況即報様式（第4号様式（その1））.....	31
様式	被害状況即報様式（第4号様式（その2））.....	33
様式	被害状況報告票.....	34
様式	応急対策等実施状況報告票.....	35
資料	応援要請先一覧表.....	36
資料	災害の被害認定基準.....	38
資料	風水害時のタイムライン事例.....	41



資料 警戒体制における動員職員名簿

地震災害時、風水害等災害時

部課	役職	氏名	内線番号	連絡先 電話番号	携帯番号	メール	備考
危機管理・ 防災課							
土木建設課							
農林振興課							
都市政策課							
上下水道課							
消防団							

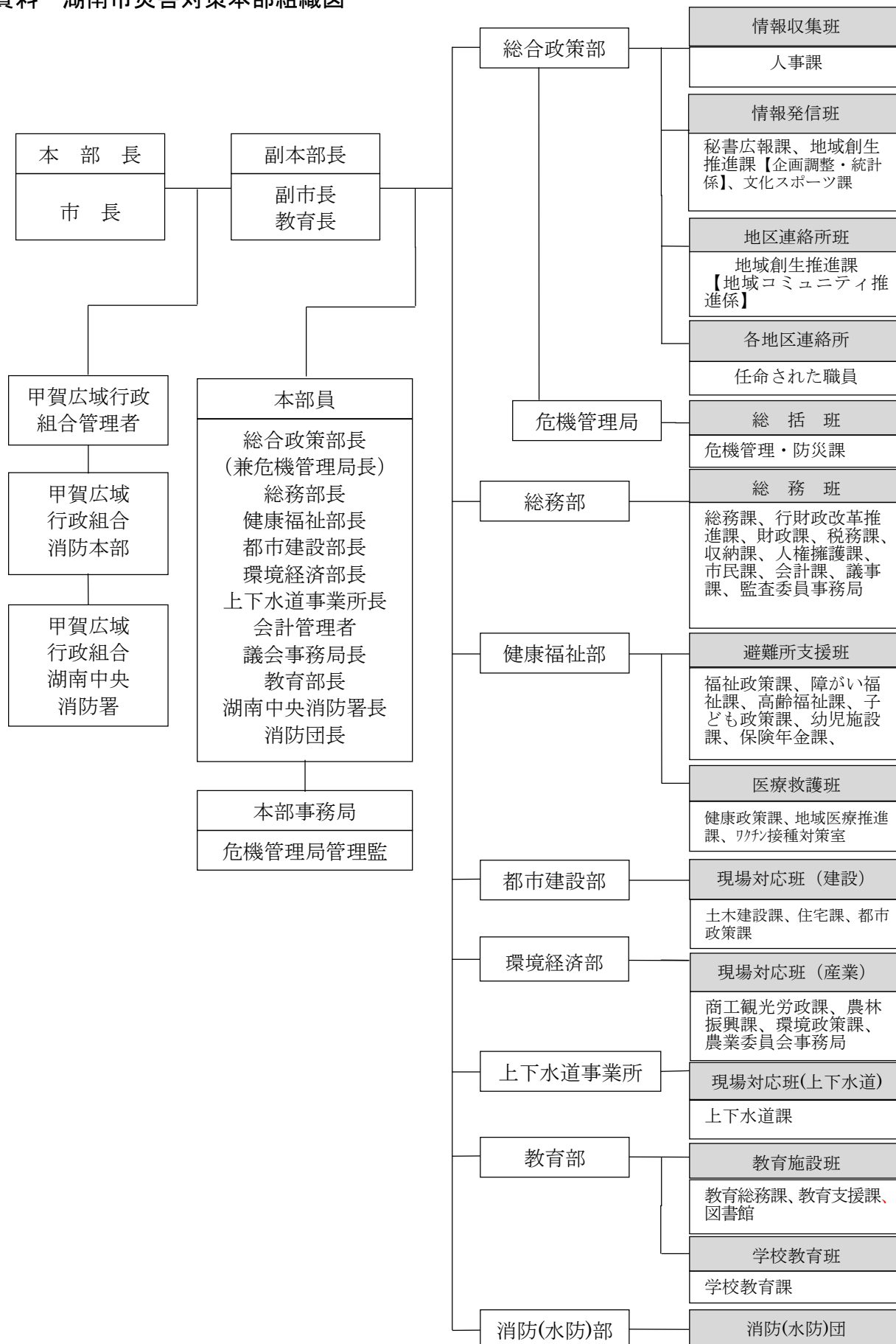
□原子力災害時

部課	役職	氏名	内線番号	連絡先 電話番号	携帯番号	メール	備考
危機管理・ 防災課							

資料 本部長・副本部長・本部員連絡先一覧

役職	氏名	内線 番号	連絡先 電話番号	携帯番号	メール	備考
市長（本部長）						
副市長（副本部長）						
教育長（副本部長）						
総合政策部長						
総務部長						
健康福祉部長						
都市建設部長						
環境経済部長						
上下水道事業所長						
会計管理者						
議会事務局長						
教育部長						
湖南中央消防署長						
消防団長						

資料 湖南省災害対策本部組織図





資料 湖南省災害対策本部分掌事務

部 名 等 (部 長)	班 名 (班 長)	課 名	分 掌 事 務
総合政策部 (総合政策部長)	情報収集班 (総合政策部次長)	人事課	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 職員の動員に関する事。</li> <li>2 災害に伴う応急措置の業務に従事した者に対する損害補償に関する事。</li> <li>3 職員の参集把握および安否確認(家族を含む。)に関する事。</li> <li>4 災害対策従事職員の食料調達に関する事。</li> <li>5 災害時における臨時職員等の任用に関する事。</li> <li>6 市民からの災害情報の受付に関する事。</li> <li>7 受援対象業務の調査、調整および要請に関する事(人的受援の調整)。</li> <li>8 災害救助法に係る事務処理(所管業務に限る。)に関する事。</li> </ol>
	情報発信班 (総合政策部次長)	秘書広報課	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 本部長、副本部長の秘書に関する事。</li> <li>2 災害視察者および見舞者の接待に関する事。</li> <li>3 災害見舞金の受入れおよび礼状の発送に関する事。</li> <li>4 災害・被害状況の撮影および保管に関する事。</li> <li>5 災害・被害状況の広報・情報発信に関する事。</li> <li>6 災害発生時の臨時広報の発行およびホームページの掲載に関する事。</li> <li>7 報道機関との連絡調整に関する事。</li> <li>8 災害記録(写真、映像等)の作成に関する事。</li> </ol>
		地域創生推進課【企画調整・統計係】	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 各課からの被害状況の集約に関する事。</li> <li>2 総括班の支援に関する事。</li> </ol>
		文化スポーツ課	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 文化施設および体育施設の被害調査および応急対策に関する事。</li> <li>2 文化施設および体育施設の利用者の安全確保および避難誘導に関する事。</li> <li>3 文化、体育団体との連絡調整に関する事。</li> <li>4 各課からの被害状況の集約に関する事。</li> <li>5 総括班の支援に関する事。</li> </ol>
	地区連絡所班 (総合政策部次長)	地域創生推進課【地域コミュニティ推進係】	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 区との連絡調整に関する事。</li> <li>2 地域まちづくり協議会との連絡調整に関する事。</li> <li>3 地区連絡所との連絡調整に関する事。</li> <li>4 まちづくりセンター、コミュニティセンターおよび市民学習交流センター(サンヒルズ甲西)の被害調査および応急対策に関する事。</li> <li>5 地域の一時避難(場)所等の状況把握および連絡調整に関する事。</li> </ol>
	各地区連絡所 (各班長)	任命された職員	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 地区連絡所の開設および表示板の掲示に関する事。</li> <li>2 所管区域内の被害情報の収集に関する事。</li> <li>3 所管区域内の被災地救援、救援物資の支給等のとりまとめに関する事。</li> <li>4 避難所の開設および住民の避難誘導に関する事。</li> <li>5 救護所の開設および救護活動に関する事。</li> <li>6 住民への広報活動に関する事。</li> </ol>

部 名 等 (部 長)	班 名 (班 長)	課 名	分 掌 事 務
			7 その他本部からの指示に関する事。
危機管理局 (危機管理局長)	総括班 (危機管理局次長)	危機管理・防災課	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 災害対策（警戒）本部の設置、運営および廃止に関する事。</li> <li>2 高齢者等避難、避難指示または屋内での退避等の緊急安全確保措置の指示に関する事。</li> <li>3 警戒区域の設定に関する事。</li> <li>4 県、他市町等への応援要請に関する事。</li> <li>5 自衛隊への災害派遣要請に関する事。</li> <li>6 警察、関係機関、関係団体との連絡調整に関する事。</li> <li>7 気象予警報の収集・伝達に関する事。</li> <li>8 防災行政無線の管理および保管に関する事。</li> <li>9 県への被害報告等に関する事。</li> <li>10 安否情報確認システムの運用支援に関する事。</li> <li>11 消防（水防）団との連絡調整に関する事。</li> <li>12 消防（水防）団員の安全衛生に関する事。</li> <li>13 災害時の治安、秩序の維持に関する事。</li> <li>14 各部との連絡調整に関する事。</li> <li>15 他部に属しない事項に関する事。</li> <li>16 災害救助法の適用（求償）に関する事。</li> </ol>
総務部 (総務部長)	総務班 (総務部次長)	総務課	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 来庁者の避難・誘導に関する事。</li> <li>2 災害関係文書の受理、配布および発送に関する事。</li> <li>3 庁舎の被害調査および応急対策（自家用発電設備の確保を含む。）に関する事。</li> <li>4 災害用電話の確保および臨時電話の架設に関する事。</li> <li>5 災害時の輸送に関する事。</li> <li>6 緊急通行車両の確認申請に関する事。</li> <li>7 市有車両の配車および民間車両の借上げならびに燃料の調達に関する事。</li> <li>8 ライフライン、通信情報に関する事。</li> <li>9 災害対策活動に要する資材、物資等の調達に係る契約および諸請負の契約に関する事。</li> <li>10 物品の購入に関する事。</li> <li>11 物的資源の管理、調整および要請に関する事（物的受援の調整）。</li> <li>12 災害救助法に係る事務処理（所管業務に限る。）に関する事。</li> </ol>
		行財政改革推進課	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 災害対策（警戒）本部の設置支援に関する事。</li> <li>2 市有財産の被害状況の把握に関する事。</li> <li>3 災害時におけるデータ保存に関する事。</li> <li>4 災害時における電算情報システムの管理および復旧対策に関する事。</li> </ol>
		財政課	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 災害対策（警戒）本部の設置支援に関する事。</li> <li>2 市有財産の被害状況の把握に関する事。</li> <li>3 災害対策の予算および財政計画に関する事。</li> <li>4 国、県等の補助金に関する事。</li> </ol>
		税務課 収納課	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 災害による市税の軽減、猶予等に関する事。</li> <li>2 被災納税者の税の相談に関する事。</li> <li>3 住家等一般被害の調査に関する事。</li> <li>4 罹災証明に関する事。</li> </ol>

部 名 等 (部 長)	班 名 (班 長)	課 名	分 掌 事 務
		人権擁護課	5 被災者台帳の作成支援に関する事。 1 被災住民からの相談に関する事。 2 外国人に対する援助（広報活動、通訳者の手配および派遣等）に関する事。 3 湖南省国際協会との連絡調整に関する事。 4 人権教育の関係機関および団体との連絡調整に関する事。
		市民課	1 被災者の避難状況の調査および県への報告に関する事。 2 安否情報確認システムの管理運用に関する事。 3 人的被害の調査に関する事。 4 被災者の確認に関する事。 5 被災者名簿の作成に関する事。 6 被災者台帳の作成に関する事。
		会計課	1 義援金の受付および管理（義援金口座の開設を含む。）に関する事。 2 災害復旧に要する資金の調達および現金の出納に関する事。 3 金融機関との連絡調整に関する事。
		議事課	1 議員との連絡調整に関する事。 2 災害時の議会運営に関する事。
		監査委員事務局	1 総務課の応援に関する事。
健康福祉部 (健康福祉部長)	避難所支援班 (健康福祉部次長)	福祉政策課	1 社会福祉関係施設等の被害調査および応急対策に関する事。 2 避難所の設置・運営に関する事。 3 福祉避難所の開設要請および連絡調整に関する事。 4 救援物資の受入れ、仕分け、配分に関する事。 5 災害時要支援者名簿に関する事。 6 生活保護世帯の被害調査および応急対策に関する事。 7 民生委員・児童委員等との連絡調整に関する事。 8 市社会福祉協議会との連絡調整に関する事。 9 日本赤十字社および社会福祉関係団体との連絡調整に関する事。 10 災害ボランティアセンターとの連絡調整に関する事。 11 被災見舞金および災害弔慰金の支給に関する事。 12 被災者生活再建支援金の支給に関する事。 13 災害救助法に係る事務処理（所管業務に限る。）に関する事。
		障がい福祉課	1 障がい福祉関係施設等の被害調査および応急対策に関する事。 2 避難支援対象者等の障がい者の被害調査および応急対策に関する事。 3 福祉政策課の応援（避難所の開設・運営等）に関する事。
		高齢福祉課	1 被災者に対する介護保険料の措置に関する事。 2 老人福祉施設等の被害調査および応急対策に関する事。

部 名 等 (部 長)	班 名 (班 長)	課 名	分 掌 事 務
			こと。 3 避難支援対象者等の高齢者の被害調査および応急対策に関すること。 4 要介護認定者の被害調査および応急対策に関すること。 5 福祉政策課の応援（避難所の開設・運営）に関すること。
		子ども政策課	1 児童福祉施設（学童保育所、子育て支援センター、児童館）の被害調査および応急対策に関すること。 2 避難所の設置・運営に関すること。 3 福祉政策課の応援（避難所の開設・運営）に関すること。
		幼児施設課	1 児童福祉施設（公立・私立保育園・幼稚園、こども園）の被害調査および応急対策に関すること。 2 園児の安全確保に関すること。 3 避難所の設置・運営に関すること。 4 臨時保育園の開設に関すること。 5 保育園との連絡調整に関すること。 6 保護者との連絡調整に関すること。 7 福祉政策課の応援（避難所の開設・運営）に関すること。
		保険年金課	1 被災者の保険年金に関すること。 2 健康政策課の応援（新型コロナウイルス感染症自宅療養者、濃厚接触者の避難所の設置・運営に関すること。）
	医療救護班 (健康福祉部 理事)	健康政策課 新型コロナウイルスワクチン接種対策室	1 救護所の開設と救護活動に関すること。 2 救護所の運営に関すること。 3 附属機関の被害調査および応急対策に関すること。 4 被災者の医療看護に関すること。 5 医療助産活動に関すること。 6 被災者への健康相談、健康診断に関すること。 7 避難所への巡回相談に関すること。 8 被災住民に対する心のケアに関すること。 9 被災地および避難所等の保健衛生・感染症対策に関すること。 10 被災地および避難所等の防疫活動および環境衛生に関すること。 11 医薬品、医療用資機材の調達に関すること。 12 医師会の要請に関すること。 13 保健センター、国民健康保険診療所等附属機関との連絡調整に関すること。 14 災害救助法に係る事務処理（所管業務に限る。）に関すること。 15 新型コロナウイルス感染症自宅療養者、濃厚接触者の避難所の設置・運営に関すること。 16 新型コロナウイルス感染症自宅療養者、濃厚接触者の避難所の開設要請および連絡調整に関すること。
		地域医療推進課	1 病院等の被害状況の調査および応急対策に関すること。 2 被災者の医療・救護に関すること。 3 医薬品、医療器具、衛生材料の管理および確保に関

部 名 等 (部 長)	班 名 (班 長)	課 名	分 掌 事 務
			すること。 4 医療関係機関との連携に関すること。 5 災害救助法に係る事務処理（所管業務に限る。）に関すること。 6 健康政策課の応援（救護所の開設・運営と救護活動等）に関すること。 7 健康政策課の応援（新型コロナウイルス感染症自宅療養者、濃厚接触者の避難所の設置・運営に関すること。）
都市建設部 (都市建設部長)	現場対応班 (建設) (都市建設部次長)	土木建設課	1 道路、河川、橋梁等の被害調査および応急対策に関すること。 2 水防活動（洪水対策、土砂災害対策等）に関すること。 3 消防（水防）団との調整に関すること。 4 建設・土木業者との連絡調整に関すること。 5 雨量・河川水位の監視および河川情報に関すること。 6 道路情報の収集、伝達に関すること。 7 危険箇所等の警戒および監視に関すること。 8 交通規制に関すること。 9 道路、河川、橋梁等の障害物の除去に関すること。 10 災害用資機材の調達、確保に関すること。 11 災害救助法に係る事務処理（所管業務に限る。）に関すること。 12 公共土木施設災害復旧計画に関すること。
		住宅課	1 公営住宅の被害調査および応急対策に関すること。 2 応急仮設住宅の建設および入居ならびに被災住宅の応急対策に関すること。 3 住宅災害復旧計画に関すること。 4 被災建築物の応急危険度判定に関すること。 5 被災住宅危険度判定に関すること。 6 被災者の建築相談に関すること。
		都市政策課	1 公園用地の活用（仮設住宅の用地確保、救援物資保管場所の確保等）に関すること。 2 公共交通機関情報に関すること。 3 被災者等の交通安全対策に関すること。 4 コミュニティバスの被害状況の調査および運行に関すること。 5 都市災害復旧計画に関すること。
環境経済部 (環境経済部長)	現場対応班 (産業) (環境経済部次長)	商工観光労政課	1 商工業関係の被害調査および応急対策に関すること。 2 商工業関係団体との連絡調整に関すること。 3 商工業者に対する融資に関すること。 4 観光施設の被害調査および応急対策に関すること。 5 観光客等帰宅困難者の安全確保に関すること。 6 文化財所有者との連絡、被害調査に関すること。 7 生活必需品等の調達、斡旋に関すること。

部 名 等 (部 長)	班 名 (班 長)	課 名	分 掌 事 務
		農林振興課	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 農林水産物および農林水産施設の被害調査および応急対策に関すること。</li> <li>2 農業土木施設等関係の被害調査および応急対策に関すること。</li> <li>3 家畜の被害調査および応急対策に関すること。</li> <li>4 死亡投棄家畜に関すること。</li> <li>5 食料の調達および斡旋に関すること。</li> <li>6 農業関係団体等との連絡調整に関すること。</li> </ol>
		環境政策課	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 災害による遺体の収容、処理および埋火葬に関すること。</li> <li>2 災害時の環境衛生に関すること。</li> <li>3 そ族、昆虫の駆除に関すること。</li> <li>4 感染症予防に関すること。</li> <li>5 災害時における廃棄物の状況調査、処理方法および仮置場の調整に関すること。</li> <li>6 被災地のし尿収集・運搬・処理に関すること。</li> <li>7 仮設トイレの設置に関すること。</li> <li>8 ペットの救護対策に関すること。</li> <li>9 甲賀広域行政組合との連絡調整に関すること。</li> <li>10 災害救助法に係る事務処理（所管業務に限る。）に関すること。</li> </ol>
		農業委員会事務局	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 農林振興課の支援に関すること。</li> </ol>
上下水道事業所 (上下水道事業所長)	現場対応班 (上下水道) (上下水道課長)	上下水道課	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 上下水道の被害調査および応急対策に関すること。</li> <li>2 節水、給水等の広報に関すること。</li> <li>3 応急給水（飲料水の確保を含む。）に関すること。</li> <li>4 避難場所の給水設備等の点検整備等に関すること。</li> <li>5 排水路、排水施設等の警戒および応急対策に関すること。</li> <li>6 上下水道復旧に関すること。</li> <li>7 上下水道資機材の確保に関すること。</li> <li>8 上下水道工事業者との連絡調整に関すること。</li> <li>9 災害救助法に係る事務処理（所管業務に限る。）に関すること。</li> <li>10 上下水道施設災害復旧計画および下水道施設災害復旧計画に関すること。</li> </ol>
教育部 (教育部長)	教育施設班 (教育部次長)	教育総務課	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 来庁者の避難・誘導に関すること。</li> <li>2 教育部各課の被害調査のとりまとめおよび本部（総括班）への報告に関すること。</li> <li>3 炊出しに関すること。</li> <li>4 学校給食センターとの連絡調整に関すること。</li> <li>5 救援関係者の宿泊場所（学校給食センター）の提供に関すること。</li> <li>6 文教施設における避難所の開設に関すること。</li> <li>7 物資集積所の運営の協力に関すること。</li> <li>8 県教育委員会との連絡調整に関すること。</li> <li>9 学校の応急対策に関すること</li> <li>10 災害救助法に係る事務処理（所管業務に限る。）に関すること。</li> <li>11 学校教育施設災害復旧計画に関すること。</li> </ol>

部 名 等 (部 長)	班 名 (班 長)	課 名	分 掌 事 務
		教育支援課	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 社会教育施設の被害調査および応急対策に関すること。</li> <li>2 社会教育施設の利用者の避難誘導および安全確保に関すること。</li> <li>3 社会教育関係団体との連絡調整に関すること。</li> <li>4 社会教育施設の災害復旧計画に関すること。</li> <li>5 物資集積所の運営の協力に関すること。</li> </ol>
		図書館	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 図書館施設の被害調査および応急対策に関すること。</li> <li>2 図書館利用者の避難誘導および安全確保に関すること。</li> <li>3 教育総務課の応援に関すること。</li> </ol>
	学校教育班 (教育部次長)	学校教育課	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 児童、生徒および施設の被害調査に関すること。</li> <li>2 生徒の安全確保、避難誘導に関すること。</li> <li>3 避難(場)所等の運営の協力に関すること。</li> <li>4 被災児童、生徒の保健管理に関すること。</li> <li>5 被災児童、生徒の心理的ケアに関すること。</li> <li>6 被災児童、生徒の学校教育に関すること。</li> <li>7 保護者との連絡調整に関すること。</li> <li>8 小・中学校の応急教育に関すること。</li> <li>9 教科書および学用品の配布対策に関すること。</li> <li>10 災害時における教職員の確保に関すること。</li> <li>11 学校教育活動の再開に関すること。</li> <li>12 災害救助法に係る事務処理(所管業務に限る。)に関すること。</li> </ol>
消防(水防部 (消防(水防)団長)	消防(水防)団 (消防(水防)団副団長)	消防団	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 住民への災害情報伝達に関すること。</li> <li>2 被害情報の収集および報告に関すること。</li> <li>3 避難誘導・救出に関すること。</li> <li>4 避難所開設の協力に関すること。</li> <li>5 遺体および行方不明者の捜索に関すること。</li> <li>6 災害の警戒および防御活動に関すること。</li> <li>7 消防・水防に関すること。</li> <li>8 消防・水防資機材の保管に関すること。</li> <li>9 その他災害活動に関すること。</li> </ol>
湖南中央消防署			<ol style="list-style-type: none"> <li>1 被災者の救出・救護活動に関すること。</li> <li>2 消火活動に関すること。</li> <li>3 被害情報の収集および報告に関すること。</li> <li>4 災害対策本部との連携に関すること。</li> <li>5 各種応援要請に関すること。</li> <li>6 住民への広報に関すること。</li> </ol>

警戒体制における分掌事務

班 名 (班長)	課 名	分 掌 事 務
総括班 (危機管理局 次長)	危機管理・防災 課	1 気象予警報、災害情報の収集・伝達に関する事 2 消防（水防）団との連絡に関する事 3 避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示（緊急） または屋内での退避等の安全確保措置の指示に関する事 4 警戒区域の設定に関する事 5 各部との連絡調整に関する事
情報収集班 情報発信班 地区連絡所 班 (総合政策部 次長)	秘書広報課 人事課 地域創生推進 課 文化スポーツ 課	1 災害・被害状況の広報に関する事 2 職員の参集把握および安否確認に関する事 3 区・自治会との連絡調整に関する事 4 地域まちづくり協議会との連絡調整に関する事 5 地区連絡所との連絡調整に関する事 6 文化施設および体育施設の被害情報の収集に関する事
各地区連絡所 (各班長)	任命された職 員	1 被害情報の収集に関する事 2 避難収容施設の開設と住民の避難誘導に関する事 3 住民への広報活動に関する事
総務班 (総務部次 長)	総務課	1 庁舎の被害調査および応急対策に関する事 2 ライフライン、通信情報に関する事
	市民課	1 被災者の避難状況の調査に関する事 2 人的被害の調査に関する事
避難所支援班 (健康福祉部 次長)	福祉政策課 障がい福祉課 高齢福祉課 子ども政策課 幼児施設課	1 避難所の設置・運営に関する事 2 障がい者、高齢者、乳幼児等の要配慮者の被害調査に関する こと 3 民生委員・児童委員等との連絡調整に関する事 4 市社会福祉協議会との連絡調整に関する事
現場対応班 (都市建設部 次長)	土木建設課 住宅課 都市政策課	1 雨量・河川水位の監視および河川情報に関する事 2 危険箇所等の警戒および監視に関する事 3 道路情報の収集、伝達に関する事 4 水防活動に関する事 5 消防（水防）団との調整に関する事 6 建設・土木業者との連絡調整に関する事 7 道路、河川、橋梁等の被害調査に関する事 8 交通規制に関する事 9 公共交通機関情報に関する事
現場対応班 (環境経済部 次長)	農林振興課 商工観光労政 課	1 農林水産物および農林水産施設の被害調査に関する事 2 農業土木施設等関係の被害調査に関する事 3 農業関係団体等との連絡調整に関する事 4 文化財の被害調査に関する事
現場対応班 (上下水道事 業所副所長)	上下水道課	1 上下水道の被害調査に関する事 2 上下水道工事業者との連絡調整に関する事
教育施設班 (教育部次 長)	教育総務課 教育支援課 図書館	1 教育部各課の被害調査に関する事 2 社会教育施設、図書館利用者の安全確保および避難誘導に関 すること
学校教育班 (教育部次 長)	学校教育課 子ども政策課 幼児施設課	1 園児、児童、生徒および施設の被害調査に関する事 2 園児、生徒の安全確保、避難誘導に関する事



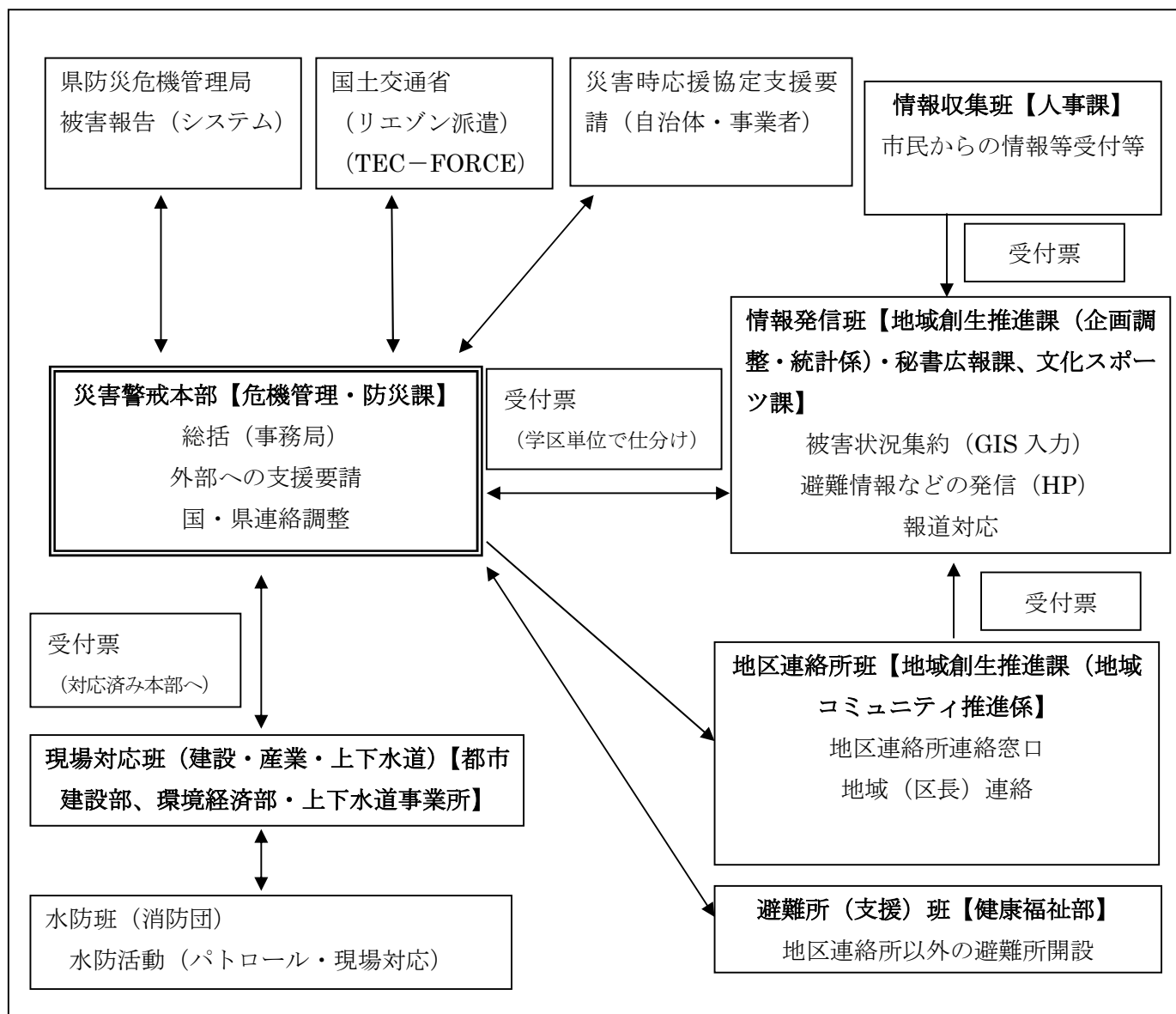
班 名 (班長)	課 名	分 掌 事 務
避難所支援班 (健康福祉部次長)		
消防(水防)団 (消防(水防)団副団長)	消防(水防)団	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 住民への災害情報伝達に関する事。</li> <li>2 災害の警戒および防御活動に関する事。</li> <li>3 被害情報の収集および報告に関する事。</li> <li>4 消防・水防に関する事。</li> <li>5 避難誘導・救出に関する事。</li> <li>6 避難所開設の協力に関する事。</li> <li>7 遺体および行方不明者の捜索に関する事。</li> </ol>
湖南中央消防署		<ol style="list-style-type: none"> <li>1 被害情報の収集および報告に関する事。</li> <li>2 被災者の救出・救助活動に関する事。</li> <li>3 消火活動に関する事。</li> <li>4 災害対策本部との連携に関する事。</li> <li>5 各種応援要請に関する事。</li> <li>6 住民への広報に関する事。</li> </ol>

### 被害状況の報告体制

報 告 事 項		担 当 班	
人 的 被 害	死者、行方不明者重症者、軽症者等の把握	一般住民	総務班
		市職員	情報収集班
		児童・生徒	学校教育班
		教職員	学校教育班
		保育園児ほか福祉施設入所・通所者	避難所支援班
住 家 被 害	一般建物の全壊、半壊、一部損壊、床上・床下浸水等の状況	総務班	
非 住 家 被 害	農林業施設、農林産物および家畜の被害状況	現場対応班（産業）	
	商工業施設の被害状況	現場対応班（産業）	
	危険物施設の被害状況	総括班、消防(水防)団	
公 共 施 設 被 害	医療施設の被害状況	医療救護班	
	学校・社会教育施設の被害状況	教育施設班	
	文化施設・文化財等の被害状況	情報収集班、現場対応班（産業）	
	社会福祉施設の被害状況	避難所支援班	
	し尿、一般廃棄物処理施設の被害状況	現場対応班（産業）	
	その他公共施設の被害状況	各班	
土 木 構 造 物 被 害	土木構造物の被害状況（河川、橋梁、道路等）	現場対応班（建設）	
	土木構造物の被害状況（農道、林道、堰、樋門、揚水場等）	現場対応班（産業）	
	上下水道施設の被害状況	現場対応班（上下水道）	
イ ン フ ラ 被 害	鉄道・バス等の被害状況	現場対応班（建設）、総括班	
	電気・電話・ガス等の途絶等の状況	総務班、総括班	
他 の 報 告	火災発生状況	総括班、消防(水防)団	
	避難収容施設の開設状況	避難所支援班	
	救護所の開設状況	医療救護班	

資料 災害警戒本部設置時の初動対応表

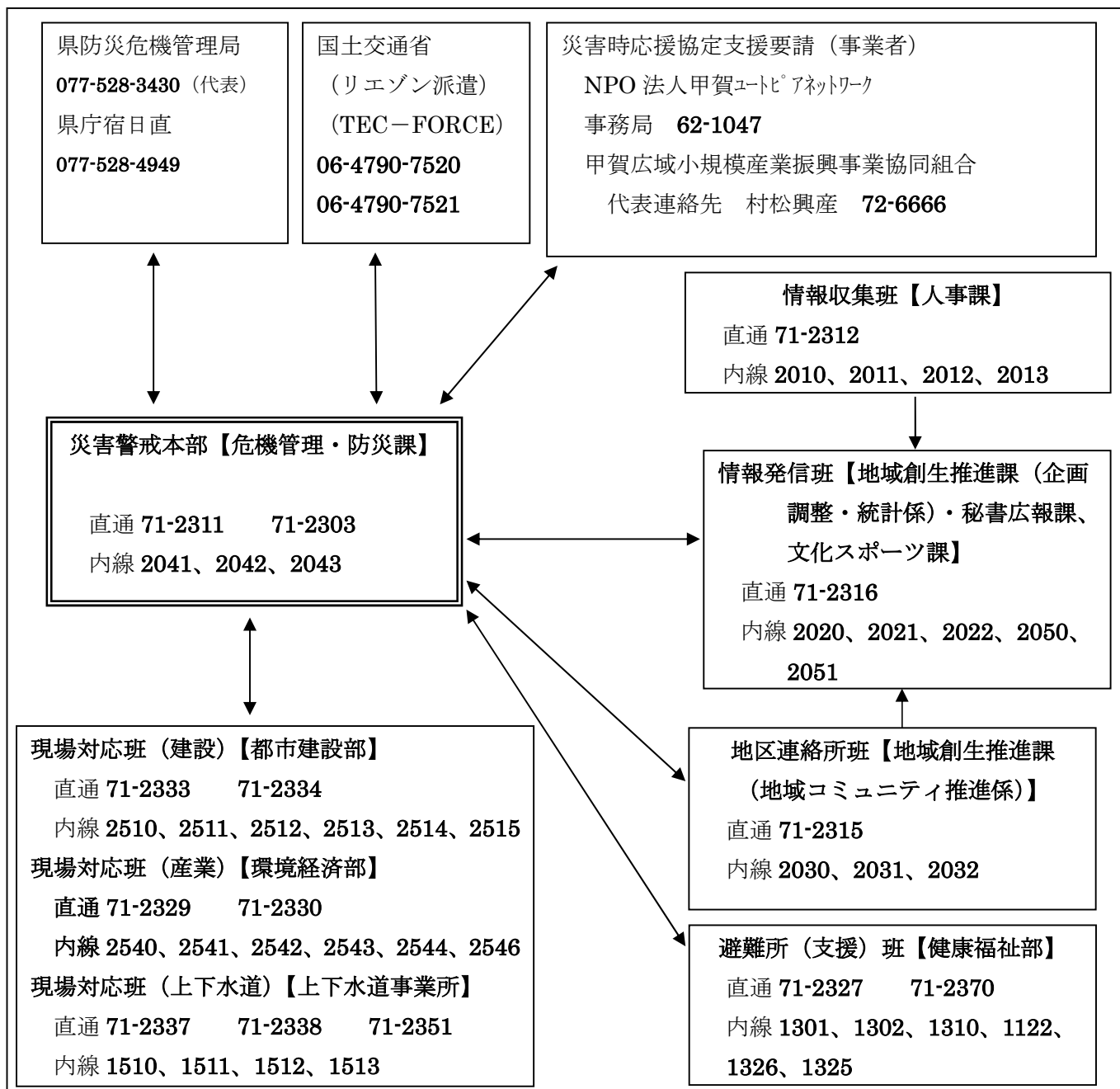
災害警戒本部設置時の初動対応表



※本体制は災害警戒本部設置時の体制であるが、記載の部局課以外については、災害対策本部に準じた体制を取り、災害発生時に備えるものとする。

※ 災害発生または発生しそうな場合には、災害対策本部が設置され全庁体制（全職員参集）となります。

## 災害警戒本部設置時の初動対応 連絡表



○災害時応援協定自治体

- ・鳥取県北栄町 0858-37-3111
- ・岐阜県瑞浪市 0572-68-2111
- ・北海道比布町 0166-85-2111
- ・奈良県王寺町 0745-73-2001

○東海道五十三次市区町災害時相互応援協定 (幹事市)

○滋賀県市長会災害相互応援協定 (滋賀県市長会事務局)

資料 防災関係機関等連絡先一覧

1 市

機 関 名	所 在 地	電 話 番 号
湖南省役所東庁舎	湖南省中央 1—1	0748-72-1290
湖南省役所西庁舎	湖南省石部中央 1—1—1	0748-77-3101

2 県関係

機 関 名	所 在 地	電 話 番 号
防災危機管理局 管理・情報チーム 地震・防災チーム 消防・保安チーム 危機管理・国民保護 チーム 防災航空チーム	大津市京町 4—1—1 〃 〃 〃 蒲生郡日野町北脇 214—71	077-528-3430 077-528-3432 077-528-3445 077-528-3431 077-528-3435 0748-52-6677
甲賀土木事務所 経理用地課 防災・経理担当 用地担当 管理調整課 管理調整担当 建築指導担当 道路計画課 改良計画担当 維持補修担当 河川砂防課 河川担当 砂防担当 ダム管理担当	甲賀市水口町水口 6200 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃	0748-63-6153・6154 0748-63-6157・6158 0748-63-6130・6155 0748-63-6163 0748-63-6159 0748-63-6160 0748-63-6160 0748-63-6162 0748-66-1585
甲賀環境事務所 甲賀森林整備事務所 甲賀農業農村振興 事務所 農産普及課 田園振興課 甲賀健康福祉事務所(甲賀 保健所)	甲賀市水口町水口 6200 〃 〃 〃 〃 〃	0748-63-6133 0748-63-6116 0748-63-6126 0748-63-5415 0748-63-6111

3 警察

機 関 名	所 在 地	電 話 番 号
甲賀警察署	甲賀市水口町水口 6026	0748-62-4155
石部交番	湖南省石部東 1—2—9	0748-77-2014
甲西駅前交番	湖南省平松 104—11	0748-72-4970
下田交番	湖南省梅影町 1—94	0748-75-0044
菩提寺警察官駐在所	湖南省菩提寺西 4—1—19	0748-74-1100

4 消防

機 関 名	所 在 地	電 話 番 号
甲賀広域行政組合	甲賀市水口町水口 6218	0748-62-0119

消防本部 湖南中央消防署 湖南石部分署	湖南市中央1-1 湖南市石部中央4-1-6	0748-72-0119 0748-77-2119
---------------------------	--------------------------	------------------------------

5 自衛隊

機 関 名	所 在 地	電 話 番 号
陸上自衛隊 今津駐屯地	高島市今津町今津平郷国有地	0740-22-2581

6 指定地方行政機関

機 関 名	所 在 地	電 話 番 号
近畿農政局大津地域 センター	大津市京町3-1-1	077-522-4261
大阪管区气象台 彦根地方气象台	彦根市城町2-5-25	0749-22-6142
近畿地方整備局 滋賀国道事務所 琵琶湖河川事務所	大津市竜ヶ丘4-5 大津市黒津4-5-1	077-523-1741 077-546-0844

7 指定公共機関

機 関 名	所 在 地	電 話 番 号
甲西下田郵便局	湖南市下田515	0748-75-0942
甲西三雲郵便局	湖南市三雲89-1	0748-72-7211
石部郵便局	湖南市石部東2-1-1	0748-77-2400
甲西大池郵便局	湖南市大池町10-6	0748-75-5531
甲西郵便局	湖南市中央1-50	0748-72-6721
甲西菩提寺郵便局	湖南市菩提寺西4-4-2	0748-74-0428
西日本旅客鉄道(株) 石部駅 甲西駅 三雲駅	湖南市石部西3-5-35 湖南市平松20-14 湖南市三雲457	0748-77-5667 0748-72-3158 0748-72-0018
西日本電信電話(株) 滋賀支店	大津市浜大津1-1-26	077-510-0961
日本赤十字社 滋賀県支部	大津市松本1-2-20	077-522-6758
日本放送協会 大津放送局	大津市京町3-4-22	077-521-3074
日本通運(株) 大津支店	栗東市六地藏1070-1	077-554-5730
関西電力送配電(株) 滋賀支社	大津市におの浜4-1-51	0800-777-3081 (コンタクトセンター)
大阪ガスネットワーク (株)京滋事業部	京都市下京区中堂寺栗田町93	075-315-8942

8 指定地方公共機関

機 関 名	所 在 地	電 話 番 号
滋賀県土地改良事業団体 連合会	東近江市林町601	0748-42-4806
野洲川土地改良区	甲賀市水口町的場5	0748-62-1154
(一社)滋賀県医師会	栗東市1-10-7	077-514-8711
(公社)滋賀県看護協会	草津市大路2-11-51	077-564-6468
(一社)滋賀県薬剤師会	草津市笹山7-4-52	077-565-3535
滋賀県社会福祉協議会	草津市笹山7-8-138	077-567-3920

(一社)滋賀県バス協会	守山市木浜町2298-4	077-585-8333
(一社)滋賀県トラック協会	〃	077-585-8080
(株)京都放送滋賀支社	大津市京町4-3-33	077-522-8317
びわ湖放送(株)	大津市鶴の里16-1	077-524-0151
(一社)滋賀県LPガス協会	大津市松本1-2-20	077-523-2892

9 一部事務組合

機 関 名	所 在 地	電 話 番 号
甲賀広域行政組合 第1施設	甲賀市水口町水口6218	0748-62-0056
(し尿処理施設) 第2施設	甲賀市水口町水口6458	0748-62-0809
(可燃ごみ処理施設)	甲賀市水口町水口6677	0748-62-5454

10 公共の団体その他防災上重要な施設の管理者

機 関 名	所 在 地	電 話 番 号
(株)エフエム滋賀	大津市西の庄19-10 リンクスビル6F	077-527-0814
甲賀農業協同組合	甲賀市水口町水口6111-1	0748-62-0581
湖南支所	湖南市岩根4526-1	0748-72-1235
岩根支所	湖南市岩根3476-1	0748-72-0022
石部支所	湖南市石部中央4-8-50	0748-77-2025
湖南市商工会	湖南市中央1-1-1	0748-72-0038
(一社)甲賀湖南医師会	甲賀市水口町松尾1256 公立甲賀病院3階	0748-62-8133
湖南市社会福祉協議会	湖南市中央1-1 社会福祉センター内	0748-72-4102
(一社)滋賀県歯科医師会	大津市京町4-3-28	077-523-2787
(一社)滋賀県病院協会	大津市京町4-3-28	077-525-7525
(株)あいコムこうか	土山町北土山1715 土山地域市民センター5F	0748-66-0739
読売新聞社	大津支局 大津市打出浜13-1	077-522-6691
毎日新聞社	大津支局 大津市打出浜3-16	077-524-6655
朝日新聞社	大津総局 大津市京町三丁目5-12	077-524-6601
京都新聞社	滋賀本社 大津市京町4丁目3番33号 甲賀市局 甲賀市水口町北内貴494	077-523-3131 0748-63-5842
産経新聞社	大津支局 大津市中央一丁目3-2	077-522-6628
中日新聞社	大津支局 大津市京町4丁目4-23	077-523-3388
共同通信社	大津支局 大津市京町4丁目3-33	077-522-3762
時事通信社	大津支局 大津市打出浜2-1 コラボしが21 4階	077-522-3915
滋賀報知新聞社	大津本社 大津市京町4丁目5-23	077-527-1111
日本経済新聞社	大津支局 大津市中央3-1-8	077-522-4455
日本農業新聞	大津市京町4丁目3-38 JA滋賀	077-521-1618
滋賀産業新聞社	大津市におの浜一丁目1-18 滋賀県建設会館2階	077-526-3630
建設経済新聞社	京都市東山区大仏南門通大和と大路東入三丁目 下ル本瓦町660-6	075-541-0328
しが県民情報	滋賀編集室 大津市打出浜13-1	077-522-5602
朝日放送(株)	ニュース 担当部 大阪市福島区福島1丁目1-30	06-6457-5311
関西テレビ放送(株)	報道部 大阪市北区正親町2丁目1-7	06-6314-8808
(株)毎日放送	報道局 大阪市北区茶屋町17-1	06-6377-4267
讀賣テレビ放送(株)	報道局 大阪市中央区城見2丁目2-33	06-6947-2360
NHK	大津放送局 大津市京町三丁目4-22	077-521-3074

びわ湖放送	本社	大津市鶴の里16-1	077-524-0155
Z T V	滋賀放送局	草津市野路町683-1	0120-246-885



資料 要配慮者施設連絡先一覧

種別	施設名	住所	電話番号	備考
児童福祉施設				
障害者福祉施設				
老人福祉施設				
病院・診療所・助産所				
幼稚園				
特別支援学校				

資料 区・自治会連絡先一覧

種別	団体名	住所	役職・氏名	電話番号	携帯番号	メール	備考
区							
自治会							

資料 被害即報基準（県への報告）

即報基準（県への報告）

区 分	事 項	種 別	基 準
火 災 等 即 報	一 般 基 準	火 災 特 定 の 事 故	1) 死者が3人以上生じたもの 2) 死者および負傷者の合計が10人以上生じたもの 3) 自衛隊に災害派遣を要請したもの
		火 災	建 物 火 災
	林 野 火 災		1) 焼損面積10ヘクタール以上と推定されるもの 2) 空中消火を要請または実施したもの 3) 住家等への延焼するおそれがあるもの
	交 通 機 関 の 火 災		1) 航空機火災 2) タンカー火災 3) 船舶火災であって社会的影響度が高いもの 4) トンネル内車両火災 5) 列車火災
	そ の 他		以上に掲げるもののほか、特殊な原因による火災、特殊な態様の火災等
	個 別 基 準	石油コンビナート等 特別防災区域内の事故	1) 危険物施設、高圧ガス施設等の火災または爆発事故 2) 危険物、高圧ガス、毒性ガス等の漏えいで応急措置を必要とするもの 3) 特定事業所内の火災（1）以外のもの
		危 険 物 に 係 る 事 故	1) 死者（交通事故によるものを除く。）または行方不明者が発生したものの 2) 負傷者が5名以上発生したもの 3) 周辺地域の住民等が避難行動を起こしたものまたは爆発により周辺の建物等に被害を及ぼしたもの 4) 500キロリットル以上のタンクの火災、爆発または漏えい事故 5) 河川への危険物等流出事故 6) 高速道路上等におけるタンクローリーの事故に伴う、火災・危険物等の漏えい事故

区 分	事 項	種 別	基 準
		原子力災害等	1) 原子力施設において、爆発または火災の発生したものおよび放射性物質または放射線の漏えいがあったもの 2) 放射性物質を輸送する車両において、火災の発生したものおよび核燃料物質等の運搬中に事故が発生した旨、原子力事業者等から消防機関に通報があったもの 3) 原子力災害対策特別措置法第10条の規定により、原子力事業者から基準以上の放射線が検出される等の事象の通報が市長村長にあったもの 4) 放射性同位元素等取扱事業所に係る火災であって、放射性同位元素または放射線の漏えいがあったもの
		そ の 他	可燃性ガス等の爆発、漏えいおよび異臭等の事故であって、社会的に影響度が高いと認められるもの
		消防職員および消防団員の消火活動に伴う重大事故	
社 会 的 影 響 基 準	一般基準、個別基準に該当しない火災・事故であっても、報道機関に大きく取り上げられる等社会的影響度が高いと認められる場合		
救 急 救 助 事 故 即 報	1) 死者5人以上の救急事故 2) 死者および負傷者の合計が15人以上の救急事故 3) 要救助者が5人以上の救助事故 4) 覚知から救助完了までの所要時間が5時間以上の救助事故 5) 消防防災ヘリコプター、消防用自動車等に係る重大事故 6) 消防職員および消防団員の救急・救助活動に伴う重大事故 7) 自衛隊に災害派遣を要請したもの 8) その他報道機関に大きく取り上げられる等社会的影響度が高い救急・救助事故（社会的影響度が高いことが判明した時点での報告を含む。）		
武 力 攻 撃 災 害 即 報	1) 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（以下「国民保護法」という。）第2条第4項に規定する災害、すなわち、武力攻撃により直接または間接に生ずる人の死亡または負傷、火事、爆発、放射性物質の放出その他の人的または物的災害 2) 国民保護法第172条第1項に規定する緊急対処事態における災害、すなわち、武力攻撃に順ずる攻撃により直接または間接に生ずる人の死亡または負傷、火事、爆発、放射性物質の放出その他の人的または物的災害		
災 害 即 報	一 般 基 準	1) 災害救助法の適用基準に合致するもの 2) 都道府県または市町村が災害対策本部を設置したもの 3) 災害が2都道府県以上にまたがるもので、1の都道府県における被害は軽微であっても、全国的に見た場合に同一災害で大きな被害が生じているもの 4) 気象業務法第13条の2に規定する大雨、津波、火山噴火等に係る特別警報が発表されたもの 5) 自衛隊に災害派遣を要請したもの	
	個 別 基 準	地 震	1) 当該都道府県または市町村の区域内で震度5弱以上を記録したもの 2) 人的被害または住家被害を生じたもの

区 分	事 項	種 別	基 準
		風 水 害	1) 崖崩れ、地すべり、土石流等により、人的被害または住家被害を生じたもの 2) 洪水、浸水、河川の溢水、堤防の決壊等により、人的被害または住家被害を生じたもの 3) 強風、竜巻などの突風等により、人的被害または住家被害を生じたもの
		雪 害	1) 積雪、雪崩等により、人的被害または住家被害を生じたもの 2) 積雪、道路の凍結、雪崩等により、孤立集落を生じたもの
		社 会 的 影 響 基 準	一般基準、個別基準に該当しない災害であっても、報道機関に大きく取り上げられる等社会的影響度が高いと認められる場合



災害被害即報様式（その2——道路・河川等）

2 道路・河川等の被害について

\_\_\_\_\_ ( ) : \_\_\_\_\_ No. 2

被害 区分	発生日時	発 生 場 所		原 因	交通規制等の状況 (規制開始、 規制時間等)	迂回路等 の状況	経 過 状 況				備 考 (被害の程度・規模、 被害見込金額等)
		路線名・ 河川名等	地 先 名 (字名等)				/ 時	/ 時	/ 時	/ 時	

道路、河川等の被害についての区分

6-1	道路被害	6-2	橋梁被害	6-3	鉄道不通等		
7-1	河川被害	7-2	港湾被害	7-3	砂防被害	7-4	崖崩れ





資料 直接被害即報基準（消防庁および県への報告）

区分	種別	基準
火災等即報	交通機関の火災	1) 航空機火災 2) タンカー火災 3) 船舶火災であって社会的影響度が高いもの 4) トンネル内車両火災 5) 列車火災
	石油コンビナート等特別防災区域内の事故	1) 危険物施設、高圧ガス施設等の火災または爆発事故 2) 危険物、高圧ガス、毒性ガス等の漏えいで応急措置を必要とするもの
	危険物に係る事故	1) 死者（交通事故によるものを除く。）または行方不明者が発生したもの 2) 負傷者が5名以上発生したもの 3) 危険物等を貯蔵または取り扱う施設の火災・爆発事故で、当該工場等の施設内または周辺で、500平方メートル程度以上の区域に影響を与えたもの 4) 危険物等を貯蔵または取り扱う施設からの危険物等の漏えい事故で、次に該当するもの ①河川へ危険物等が流出し、防除・回収等の活動を要するもの ②500キロリットル以上のタンクからの危険物等の漏えい等 5) 市街地または高速道路上等におけるタンクローリーの事故に伴う漏えいで、付近住民の避難、道路の全面通行禁止等の措置を要するもの 6) 市街地または高速道路上において発生したタンクローリーの火災
	原子力災害	1) 原子力施設において、爆発または火災の発生したものおよび放射性物質または放射線の漏えいがあったもの 2) 放射性物質を輸送する車両において、火災の発生したものおよび核燃料物質等の運搬中に事故が発生した旨、原子力事業者等から消防機関に通報があったもの 3) 原子力災害対策特別措置法第10条の規定により、原子力事業者から基準以上の放射線が検出される等の事象の通報が市町村長にあったもの 4) 放射性同位元素等取扱事業所に係る火災であって、放射性同位元素または放射線の漏えいがあったもの
		ホテル、病院、映画館、百貨店において発生した火災
		爆発、異臭等の事故であって、報道機関に大きく取り上げられる等社会的影響が高いもの（武力攻撃事態等または緊急対処事態への発展の可能性があるものを含む。）
救急・救助事故即報	死者および負傷者の合計が15人以上発生した救急・救助事故で次に掲げるもの 1) 列車、航空機、船舶の衝突、転覆等による救急・救助事故 2) バスの転落等による救急・救助事故 3) ハイジャックによる救急・救助事故 4) 映画館、百貨店、駅構内等不特定多数の者が集まる場所における救急・救助事故 5) その他報道機関に大きく取り上げられる等社会的影響度が高いもの	
武力攻撃災害即報	1) 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（以下「国民保護法」という。）第2条第4項に規定する災害、すなわち、武力攻撃により直接または間接に生ずる人の死亡または負傷、火事、爆発、放射性物質の放出その他の人的または物的災害 2) 国民保護法第172条第1項に規定する緊急対処事態における災害、すなわち、武力攻撃に順ずる攻撃により直接または間接に生ずる人の死亡または負傷、火事、爆発、放射性物質の放出その他の人的または物的災害	

区分	種 別	基 準
災害即報		1) 地震が発生し、当該市町村の区域内で震度5強以上を記録したもの（被害の有無を問わない） 2) 次のうち、死者または行方不明者が生じたもの ア 崖崩れ、地すべり、土石流等により、人的被害または住家被害を生じたもの イ 洪水、浸水、河川の溢水、堤防の決壊または高潮等により、人的被害または住家被害を生じたもの ウ 強風、竜巻などの突風等により、人的被害または住家被害を生じたもの

様式 災害概況即報様式（第4号様式（その1））

報告日時	年月日時分
都道府県	
市町村 (消防本部名)	
報告者名	

消防庁受信者氏名 \_\_\_\_\_

災害名 \_\_\_\_\_ (第 \_\_\_\_\_ 報)

災害の概況	発生場所			発生日時	月 日 時 分					
被害の状況	人的被害	死者	人	重傷	人	全壊	棟	床上浸水	棟	
		うち 災害関連死者	人			半壊	棟	床下浸水	棟	
		不明	人	軽傷	人	一部破損	棟	未分類	棟	
	119番通報の件数									
応急対策の状況	災害対策本部等の設置状況	(都道府県)			(市町村)					
	消防機関等の活動状況	(地元消防本部、消防団、消防防災ヘリコプター、消防組織法第39条に基づく応援消防本部等について、その出動規模、活動状況等をわかる範囲で記入すること。)								
	自衛隊派遣要請の状況									
	その他都道府県または市町村が講じた応急対策									

(注) 第1報については、迅速性を最優先とし可能な限り早く（原則として、覚知後30分以内）わかる範囲で記載して報告すること。（確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨（「未確認」等）を記入して報告すれば足りること。）

(注) 住家被害のうち、その程度が未確定のものについては、「未分類」の欄に計上すること。





様式 被害状況報告票

年 月 日 時 分

整理番号 \_\_\_\_\_ ※総括班で記入

被害状況報告票

報告者 所属： 役職： 氏名：

情報入手先	所属： 住所： 氏名： 電話：
情報入手時間	日 時 分
被害発生場所	
被害の種別	家屋倒壊 ・ 火 災 ・ 浸 水 道 路 ・ 橋りょう ・ 河 川 ・ 砂 防 ・ 公共施設 農業関係 ・ ライフライン ・ その他（ ）
人的被害	死者 人 行方不明者 人 負傷者 人
住家被害	全壊 棟 大規模半壊 棟 半壊 棟 一部損壊 棟 床上浸水 棟 床下浸水 棟
報告する被害の概要	
略 図 ※住宅地図等の添付も可	
<p>※主に下記の位置を明示すること</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・住家等の全・半壊の状況</li> <li>・死者・行方不明者・負傷者の発生状況、要救出者がいると思われる場所</li> <li>・火災の発生状況</li> <li>・道路・橋りょうの通行可否（車、オートバイ、徒歩）</li> <li>・ライフラインの被害状況</li> <li>・住民の動向その他必要な事項</li> </ul>	
処理経過：	

様式 応急対策等実施状況報告票

年 月 日 時 分

整理番号 \_\_\_\_\_ ※総括班で記入

応急対策等実施状況報告票

		班 名	班
報 告 者	役職：	氏名：	電話：
報 告 種 別	① 避難勧告、指示または警戒区域の設定状況 ② 避難所の開設状況 ③ 避難生活の状況 ④ 食料、飲料水、生活必需物資等の供給状況 ⑤ 電気、上・下水道、電話等ライフライン復旧状況 ⑥ 医療機関の活動状況 ⑦ 救護所の設置および活動状況 ⑧ 傷病者の収容状況 ⑨ 道路および交通機関の復旧状況		
場 所			
内 容	<div style="text-align: right;">※必要に応じて地図を添付</div>		
処理経過：			

## 資料 応援要請先一覧表

### 1 県内市町

機関名・担当部署	所在地	連絡先	備考
大津市	520-8575 大津市御陵町3-1	077-523-1234	
彦根市	522-8501 彦根市元町4-2	0749-22-1411	
長浜市	526-8501 長浜市高田町12-34	0749-62-4111	
近江八幡市	523-8501 近江八幡市桜宮町236	0748-33-3111	
草津市	525-8588 草津市草津三丁目13-30	077-563-1234	
守山市	524-8585 守山市吉生二丁目5-22	077-583-2525	
栗東市	520-3088 栗東市安養寺一丁目13-33	077-553-1234	
甲賀市	528-8502 甲賀市水口町水口6053	0748-65-0650	
野洲市	520-2395 野洲市小篠原2100-1	077-587-1121	
高島市	520-1592 高島市新旭町北畑565	0740-25-8000	
東近江市	527-8527 東近江市八日市緑町10-5	0748-24-1234	
米原市	521-0016 米原市下多良3-3	0749-52-1551	
日野町	529-1698 蒲生郡日野町河原1-1	0748-52-1211	
竜王町	520-2592 蒲生郡竜王町小口3	0748-58-3700	
愛荘町	529-1380 愛知郡愛荘町愛知川72	0749-42-4111	
豊郷町	529-1169 犬上郡豊郷町石畑375	0749-35-8111	
甲良町	522-0244 犬上郡甲良町在士353-1	0749-38-3311	
多賀町	522-0341 犬上郡多賀町多賀324	0749-48-8111	

### 2 東海道五十三次市区町

機関名・担当部署	所在地	連絡先	備考
東京都品川区	140-8715 品川区広町2-1-36	03-3777-1111(代表)	
東京都大田区	144-8621 大田区蒲田5-13-14	03-5744-1111(代表)	
神奈川県横浜市	231-0017 横浜市中区港町1-1	045-671-2121(代表)	
神奈川県大磯町	255-8555 神奈川県中郡大磯町東小磯183	0463-61-4100(代表)	
神奈川県小田原市	250-8555 神奈川県小田原市荻窪300番地	0465-33-1300(代表)	
神奈川県箱根町	250-0398 神奈川県足柄下郡箱根町湯本256	0460-85-7111(代表)	
静岡県函南町	419-0192 静岡県田方郡函南町平井717-13	055-978-2250(代表)	
静岡県三島市	411-8666 静岡県三島市北田町4-47	055-975-3111(代表)	
静岡県清水町	411-8650 静岡県駿東郡清水町堂庭210-1	055-973-1111(代表)	
静岡県長泉町	411-8668 静岡県駿東郡長泉町中土狩828	055-989-5500(代表)	
静岡県藤沢市	251-8601 藤沢市朝日町1番地の1	0466-25-1111(代表)	
静岡県藤枝市	426-8722 静岡県藤枝市岡出山1-11-1	054-643-3111(代表)	
静岡県掛川市	436-8650 静岡県掛川市長谷一丁目1番地1	0537-21-1111(代表)	
静岡県袋井市	437-8666 静岡県袋井市新屋一丁目1番地1	0538-43-2111(代表)	
愛知県豊明市	470-1195 愛知県豊明市新田町子持松1番地1	0562-92-1111(代表)	
三重県桑名市	511-8601 三重県桑名市中央町2-37	0594 - 24 - 1337 (防災・危機管理課)	



三重県鈴鹿市	513-8701 三重県鈴鹿市神戸一丁目18番18号	059-382-1100(代表)	
三重県亀山市	519-0195 三重県亀山市本丸町577番地	0595-82-1111(代表)	
滋賀県甲賀市	528-8502 甲賀市水口町水口6053番地	0748-65-0650(代表)	
滋賀県草津市	525-8588 滋賀県草津市草津三丁目13番30号	077-563-1234(代表)	
滋賀県大津市	520-8575 滋賀県大津市御陵町3-1	077-523-1234(代表)	

### 3 災害時応援協定市町

機関名・担当部署	所在地	連絡先	備考
鳥取県北栄町	689-2292 鳥取県東伯郡北栄町由良宿423-1	0858-37-3111(代表)	
岐阜県瑞浪市	509-6195 岐阜県瑞浪市上平町1-1	0572-68-2111(代表)	
北海道比布町	078-0392 北海道上川郡比布町北町1-2-1	0166-85-2111(代表)	
奈良県王寺町	636-8511 奈良県北葛城郡王寺町王寺2-1-23	0745-73-2001(代表)	

資料 災害の被害認定基準

分類	用語	被害程度の判定基準	
人的被害	死者	当該災害が原因で死亡し、死体を確認したものまたは死体は確認できないが、死亡したことが確実な者。	
	行方不明者	当該災害が原因で所在不明となり、かつ、死亡の疑いのある者。	
	負傷者	重傷者	当該災害により負傷し、医師の治療を受け、または受ける必要のある者のうち1月以上の治療を要する見込みのもの。
		軽傷者	当該災害により負傷し、医師の治療を受け、または受ける必要のある者のうち1月未満で治療できる見込みのもの。
住家被害	住家	現実に居住のため使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかを問わない。	
	世帯	生計を一つにしている実際の生活単位を云うが、同一家屋内の親子夫婦であっても生活の実態が別々であれば当然2世帯となる。また、主として学生等を宿泊させている寄宿舎、下宿、その他これに類する施設に宿泊するもので、共同生活を営んでいるものについては原則としてその宿泊者等を1世帯として取扱う。	
	全壊、全焼または流失	住家がその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没したもの、または、住家の損失（ここでいう「損壊」とは、住家が被災により損傷、劣化、傾斜等何らかの変化を生じることにより、補修しなければ元の機能を復元し得ない状況に至ったものをいう。以下同じ。）が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊もしくは流失した部分の床面積がその住家の延べ面積の70%以上に達した程度のも、または住家の必要な構成要素（ここでいう「主要な構成要素」とは、住家の構成要素のうち造作等を除いたものであって、住家の一部として固定された設備を含む。以下同じ。）の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のも。	
	半壊または半焼	住家がその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもので、具体的には、損壊部分がその住家の延べ床面積の20%以上70%未満のも、または、住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のも。	
	一部破損	全壊および半壊にいたらない程度の住家の破損で、修理を必要とする程度のもとする。ただし、窓ガラスが数枚破損した程度のごく小さなものを除く。	
	床上浸水	住家の床より上に浸水したものおよび全壊・半壊には該当しないが、土砂、竹木のたい積により一時的に居住することができないもの。	
	床下浸水	床上浸水にいたらない程度に浸水したもの。	

分類	用語	被害程度の判定基準
非 住 家 被 害	非 住 家	住家以外の建物でこの報告中他の被害箇所項目に属さないものとする。 これらの施設に人が居住しているときは、当該部分は住家とする。
	公 共 建 物	例えば役場庁舎、公民館、公立保育所等の公用または公共の用に供する建物とする。
	そ の 他	公共建物以外の倉庫、土蔵、車庫等の建物とする。
	非 住 家 被 害	全壊または半壊の被害を受けたもの。
被 害 世 帯 数	罹 災 世 帯	災害により全壊、半壊および床上浸水の被害を受け通常の生活を維持できなくなった生計を一にしている世帯とする。
	罹 災 者	罹災世帯の構成員とする。
田 畑 被 害	田 の 流 失 ・ 埋 没	田の耕土が流失し、または砂利等のたい積のため、耕作が不能となったもの。
	田 の 冠 水	稲の先端が見えなくなる程度に水につかったもの。
	畑 の 流 失 ・ 埋 没	田の例に準じて取り扱うものとする。
	畑 の 冠 水	田の例に準じて取り扱うものとする。
そ の 他	道 路 決 壊	高速自動車道、一般国道、県および市町村道（道路法第2条第1項に規定する道路、以下同じ）の一部が損壊し、車両の通行が不能となった程度の被害をいう。（ただし、橋りょうを除いたものとする。）
	橋 り ょ う 流 失	市町村道以上の道路に架設した橋が一部または全部流失、一般の渡橋が不能になった程度の被害をいう。
	河 川 決 壊	河川法にいう1級河川および2級河川（河川法の適用もしくは準用される河川）の堤防、あるいは溜池、かんがい用水路の堤防が決壊し、復旧工事を要する程度の被害をいう。
	鉄 道 不 通	汽車、電車の運行が不能となった程度の被害とする。
	被 害 船 舶	ろ、かいのみをもって運転する舟以外の舟で、船体が没し、航行不能になったものおよび流失し、所在が不明になったもの、ならびに修理しなければ航行できない程度の被害をうけたもの。
	通 信 被 害	電話とは災害により通信不能となった電話の回線数とする。 電気とは、災害により停電した戸数のうち最も多く停電した時点における戸数とする。
	そ の 他 の 被 害	農業用施設、林業用施設、砂防用施設、港湾および漁港施設、農作物等の被害で特に報告を必要とするもの。

分類	用語	被害程度の判定基準
その 他 用 語 の 解 説	文教施設	小学校、中学校、高等学校、大学、高等専門学校、盲学校、ろう学校、養護学校および幼稚園における教育の用に供する施設とする。
	港湾被害	港湾法第2条第5項に規定する水域施設、外かく施設、けい留施設または、港湾の利用および管理上、重要な臨港交通施設で、復旧工事を要する程度の被害をいう。
	砂防被害	砂防法第1条の規定による砂防施設、同法第3条の規定によって同法が準用される砂防のための施設または、同法第3条の2の規定によって同法が準用される天然の河岸で復旧工事を要する程度の被害をいう。
	清掃施設	ごみ処理およびし尿処理施設とする。
	公共文教施設	公立の文教施設とする。
	農林水産業施設	農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律（昭和25年法律第169号）による補助対象となる施設をいい、具体的には農地、農業用施設、林業用施設、漁業用施設および共同利用施設とする。
	公共土木施設	公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（昭和26年法律第97号）による国庫負担の対象となる施設をいい、具体的には河川、海岸、砂防設備、林地荒廃防止施設、道路、港湾および漁港とする。
	その他の公共施設	公共文教施設、農林水産業施設および公共土木施設以外の公共施設をいい、例えば、庁舎、公民館、児童館、都市施設等の公用または公共の用に供する施設とする。
	農産被害	農林水産業施設以外の農産被害をいい、例えばビニールハウス、農作物等の被害とする。
	林産被害	農林水産業施設以外の林産被害をいい、例えば立木、苗木等の被害とする。
	畜産被害	農林水産業施設以外の畜産被害をいい、例えば家畜、畜舎等の被害とする。
	水産被害	農林水産業施設以外の水産被害をいい、例えば、のり、魚、貝、漁船等の被害とする。
	商工被害	建物以外の商工被害で、例えば工業原材料、商品、生産機械器具等とする。

## 資料 風水害時のタイムライン事例

### 台風にかかる事前行動計画の協議のポイント @CeMI Ichiro Matsuo

行動計画	開始	実施内容
台風27号の防災対応に関する調整会離（庁内の対応組織の役割確認）	1日目	総務課防災係が中心になって庁内の各課もしくは係と災害対応事務・所掌の確認を行う。 特に市民の避難に関して、留意すべきことを事前に協離しておく。
防災施設の巡視・点検	1日目～2日目	避難場所、備蓄物資、土嚢、避難所運営体制、防災行政無線動作確認、庁舎発電起動確認、避難所は、夜間寒いので防寒具、暖房装置（停電を念頭に）を用意しておく。最悪は、避難が2～3日に及ぶ可能性もあることから自主防災会で避難所の運営ができるよう準備しておく。
防災情報の収集・分析・共有	1日目～2日目	気象情報は、気象台のfax情報の確認や町内への連絡などの担当を確認。また河川水位や洪水予報や水防警報などの河川常理者の発表情報の確認なども併せて共有しておく。
管内の浸水や土砂災害の危険性のある地域の確認と共有	1日目～3日目	地域やエリアの再確認とその抽出に関する役割を定め、情報の共有方法（メールや電話）を調整しておく。（基本は紀南豪雨災害時や今年の内水はん確場所など）
管内の防災機関調整会議	2日目～3日目	管内の教育委員会、社会福祉協議会、消防団、民生委員協議会、自主防災連合会への連絡体制や機関の役割などの共有しておく。特に河川管理者や気象台については、連絡体制の再確認をしておく。
自主防災会や消防団等との調整	2日目～3日目	自主防災会の代表区長による避難等に関する調整（寝たきりの方への対応）、病院調係者（空きベッド数の確認など）、特に対応が難しい土砂災害については、危険個所では、早朝避難をして頂くことがあることを伝えておく。また地域の力で避難所開設・運営するなどの協力体制の可能性を検討する。
住民への事前広報	上陸前3日間	朝夕、防災無線を通じて住民へ台風等に関する情報を告知する。早い段階から自主避難・避難勧告を状況に応じて呼びかける可能性があることを伝える。（いきなり伝えても直ぐには動けない。持参品や防犯面、それと家族との調整もあ

		る。様々な準備期間を与えるべき。)
自主避難のよびかけ	上陸前2日間	土砂災害危険箇所の居住者や要援護者は、先行して安全な避難場所へ自主避難もしくはエリアを絞った避難勧告を公表できないか検討する。
避態勧告、指示	基準に準じて	水防計画等に基づき、基準に従い行うが、状況応じた臨機の措置が必要。また深夜の避難は、危険な場合があるので、相野谷地区の浸水経験のある地区は、早めの避難を呼びかける。土砂災害も危険区域を中心に自主防災会などとの調整を行い、早めの避難を促しておく。
台風 上陸・最接近6時間前	随時	この部分は、台風や前線の影響による雨風の状況によって、一番重要な時期は、活動を休止させる強い指導力も必要。
同上	随時	常備消防、警察、消防団など退避（一時避難）
発災状況を伝える	随時	随時、住民へ伝える。（未確認報もソースが信頼できれば、その旨を併せて周知する）